

宇環政第627号
平成28年(2016年)2月19日

山口県知事 村岡嗣政様

宇部市長 久保田后子

「西沖の山発電所(仮称)新設計画 環境影響評価方法書」
に関する意見について(回答)

平成27年(2015年)11月10日付け、平27環境政策第565号により照会がありました「西沖の山発電所(仮称)新設計画 環境影響評価方法書」に関する意見について、環境保全の見地から、下記のとおり意見を述べます。

記

気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)に先立って、平成27年7月17日に2020年以降の温室効果ガス削減に向けた日本の約束草案として2030年度に2013年度比で26.0パーセント削減することとして政府決定され、また、同日に電気事業分野における「新たな自主的枠組み」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」が策定された。

ただ、電気事業分野における自主的枠組みについては、温室効果ガス削減目標達成のための具体的な取り組みは盛り込まれていない。

また、本事業に伴うばい煙、温排水等について、事業計画地及びその周辺での大気環境、水環境及び動植物への影響も懸念される。

このことから、事業計画の更なる取り組みに当たっては、以下の事項について十分検討する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 現状に即した最も高効率な設備を導入することで、可能な限り温室効果ガス削減に取り組むこと。
- (2) 「電気事業における低炭素社会実行計画」に基づく温室効果ガスの排出削減の実現に向けて、バイオマスの混焼発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組むこと。
- (3) 発電施設の高効率化やバイオマスの混焼以外でも、優れた環境性能を有する最新設備の導入や環境負荷を最小限にさせる運転管理など、さらなる付加価値を有する施設となるように努めること。
- (4) 日本企業の環境技術を新興国や発展途上国に提供して温室効果ガスを削減する「2国間クレジット制度(JCM)」の活用を努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

- ① 本件、西沖の山発電所(仮称)の稼働に伴う大気環境への影響について、これから実施される計画区域及びその周辺での大気質の現地調査結果における調査データを精査した上で、予測、評価を行うこと。
- ② 微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダントに関して、環境基準が未達成の状況が続いており、当該発電所施設の詳細設計に当たっては、大気質の現状を踏まえて環境負荷の低減が図れるようにすること。

(2) 水環境

発電所施設の稼働に伴う温排水による周辺水環境への影響について、計画区域及びその周辺での測定データを精査し、海域での拡散予測も踏まえて、放水口の設置位置や取放水温度差等を決定すること。

(3) 動物・植物

- ① 温排水に伴う底生生物への影響について、放水口付近が最も水環境への影響を及ぼすと想定されるため、計画区域内の底生生物の生息状況を十分把握し、底生生物への影響を予測及び評価すること。
- ② 温排水に伴う海域の動植物への影響について、測定データを精査し、拡散予測結果に基づく温排水による海域の動植物への影響について、予測及び評価すること。